

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新見市長 石 田 實

市町村名 (市町村コード)	新見市 (33210)
地域名 (地域内農業集落名)	哲西地域 (井下・天王・矢田谷・馬場・武内・本町・奥・金比羅・浪方・元町・貝田・荒堀・土井・横田・倉木・桑本・右原・西江・大茅・宮ノ尾・赤谷・日長谷・平古屋・住吉・市岡・旭・干子・高石・下モ・本・日の本・頼重・生木・野原・信藤・高野・川東・川西・川南・町・谷・東区・青谷・四日市・住吉・二本松・岸本)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月25日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業者の高齢化や集落の過疎化が進行しており、将来的には農地の保全管理が行き届かず地域内に遊休農地が発生する可能性がある。遊休農地を解消し、広域的に利用できる効率のよい高収益作物の研究・導入と遊休地の効率的な管理の検討が必要である。地域内の農地を集約化し、若い担い手に引き継いでいく必要がある。

【地域の基礎的データ】
 農業者:8人(うち50歳代以下0人)、団体経営体(農事組合法人ファームやだたに鯉が窪)1経営体
 主な作物:水稻、りんどう

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地中間管理機構を積極的に活用して、担い手への農地集積を推進していくとともに、地域住民や新規就農者、土地持ち非農家を含む近隣の担い手との協力体制を作り、地域ぐるみの広域的な地域農業を目指す。集落営農を中心に、田植・刈取り等の農作業を共同で行い、将来にわたって農業を継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	669.66 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	669.66 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落内及び隣接地区には小規模農家が多く、農地中間管理機構を積極的に活用して、担い手への農地集積を推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構を積極的に活用し、担い手へ集約化を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業者の高齢化や集落の過疎化により、農用地や水路、農道の管理が難しくなっており、効率的な保全活動が行えるよう省力化が必要である。50年以前に整備した施設も多くあり、老朽化が問題となっており、計画的に補修を進めていく。農用地については、すでに整備済みであり、これ以上の取組は考えていない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域住民や新規就農者、土地持ち非農家を含む近隣の担い手との協力体制を作り、地域ぐるみの広域的な地域農業を目指す。女性や子どもも共同で取り組める活動や交流を行い、将来農業を支える人材を育成する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化や省力化が期待できる防除作業等の委託を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①有害鳥獣の被害が拡大しないよう防護柵を設置するとともに、共同で点検・保守管理を行う。被害情報があつた場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。